

滋ト協第115号
平成21年5月15日

会 員 各 位

(社)滋賀県トラック協会
会 長 竹 備 富 明

コンテナ輸送を行う事業用貨物自動車における確実な緊締の徹底等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別なるご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、5月12日(火)阪神高速道路において、大型トレーラが中央分離帯に接触し、積荷のコンテナが反対車線に落下して、トラックや乗用車4台に衝突する事故がありました。

また、翌13日(水)には名古屋環状線において、下り坂のカーブ後の直線道路で大型トレーラが横転し、併走中の乗用車に積荷のコンテナが落下し、死傷者を発生する事故がありました。

これらの事故を受け、5月14日付けで国土交通省安全政策課長並びに貨物課長から(別紙)のとおり通達が発出されましたので通知致しますとともに、会員各位におかれましては同種の事故の再発防止のため、通達の安全運行に関する事項について運転者に対し再徹底を図り、輸送の安全に万全を期して頂きますようお願い致します。

敬 具

(別紙)

国自安 第 14号
国自貨 第 16号
平成21年5月14日

社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省 自動車交通局 安全政策課長
貨物課長

コンテナ輸送を行う事業用自動車における確実な緊締の徹底等について

事業用貨物自動車の事故防止については、従来から機会あるごとに注意喚起を図ってきたところですが、去る5月13日、名古屋市港区の県道において、走行中の大型トレーラが横転し、左側を走行していた乗用車が、落下した海上コンテナの下敷きになり、2名の方が亡くなられるという悲惨な事故が発生しました。この事故の原因等については、現在調査中ではありますが、当該トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックがなされていなかったことが明らかになっております。

また、これに先立ち5月12日、大阪市北区の阪神高速道路において、大型トレーラが左カーブを走行中、積載していた海上コンテナが反対車線の上り車線に落下し、走行してきた乗用車4台が、落下した海上コンテナに次々に衝突する事故が発生しており、これにつきましても、当該トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックがなされておりました。

コンテナ輸送に関し、このように多数の死傷者が生じる事故が連続して発生していることについては、誠に遺憾であります。

今後の同種事故の再発防止のため、貴会傘下会員に対し、安全運行に関する下記の事項について周知徹底を図り、輸送の安全に万全を期するようお願いいたします。

記

1. コンテナ輸送を行う際においては、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを確実に行うこと。
2. 運転者に対し、最高速度制限及びカーブ、坂道等の道路状況に応じた運転時の基本動作の遵守について徹底すること。
3. 運転者に対し、運行時におけるトラクタ・トレーラの構造上の特性について指導すること。

